

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和元年11月11日(月曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午前10時57分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① 令和元年台風19号に係る災害対応について (防災・危機管理課)

2 出席委員(7名)

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	須 田 浩 和 君
委員	福 島 辰 三 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議長 安 藏 栄 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

市長公室長	武 田 秀 君	国体推進局長	小 嶋 いつみ 君
国体推進局 参事兼 国体競技課長	大 久 保 克 哉 君	秘書課長	川 上 悟 君
政策企画課長	長 谷 川 昌 人 君	交通政策課長	須 藤 文 彦 君
情報政策課長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力 発信課長	沼 田 誠 君
国体総務課長	村 沢 晶 弘 君		
総務部長	荒 井 幸 君	総務部参事兼 人事課長	天 野 純 一 君
総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君	行政改革課長	熊 田 泰 瑞 君
中核市移行 推進課長	宮 川 孝 光 君	財産活用課長	谷 津 茂 男 君
財務部長	園 部 孝 雄 君	税務事務所長	小 川 喜 実 君
財政課長	梅 澤 正 樹 君	契約検査課長	青 山 和 夫 君

市民税課長	安 里 裕 行 君	資産税課長	関 根 豊 君
収 税 課 長	佐々木 信 也 君		
市民協働部長	鈴 木 吉 昭 君	市民協働部 副 部 長	横 須 賀 好 洋 君
市民協働部 技 監	大 和 直 文 君	市民協働部 技 監 兼 体 育 施 設 整 備 課 長	太 田 達 彦 君
市民生活課長	小 川 邦 明 君	防 災 ・ 危 機 管 理 課 長	小 林 良 導 君
文化交流課長	三 宅 陽 子 君	新 市 民 会 館 整 備 課 長	篠 原 芳 之 君
スポーツ課長	柏 直 樹 君	男 女 平 等 参 画 課 長	石 塚 美 也 君
市 民 課 長	高 安 正 紀 君		
生活環境部長	川 上 幸 一 君	生 活 環 境 部 副 部 長	佐 藤 則 行 君
生 活 環 境 部 参 事 兼 ご み 対 策 課 長	篠 原 勤 君	生 活 環 境 部 参 事 兼 清 掃 事 務 所 長	齋 藤 利 光 君
環 境 課 長	林 栄 一 君	衛 生 管 理 課 長	渡 邊 徳 子 君
廃 棄 物 対 策 準 備 課 長	亀 井 俊 道 君	新 ご み 処 理 施 設 整 備 課 長	宮 田 正 一 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	小 田 木 義 弘 君		
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	石 田 顕 男 君		
監 査 委 員 事 務 局 長	綿 引 信 明 君	監 査 委 員 事 務 局 次 長	和 田 隆 君
議 会 事 務 局 長	小 嶋 正 徳 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	関 谷 勇 君

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	永 井 直 人 君	書 記	島 田 祐 輔 君
--------	-----------	-----	-----------

午前10時 0分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

それでは、報告事項の説明を行います。

(1)の令和元年台風19号に係る災害対応について、執行部から説明願います。

小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 令和元年台風19号に係る災害対応につきまして、市民協働部防災・危機管理課提出資料に基づき、御報告いたします。

本資料につきましては、10月28日の全員協議会に提出した資料を昨日午後4時の情報に更新しております。

初めに、2ページ、4、避難者数についてでございますが、本市といたしましては、避難者の皆様の健康相談の実情を踏まえるとともに、体育館等での避難が長期化していたこと、今後寒さ厳しい時期を迎えることから、昨日から宿泊機能を有する少年自然の家において避難生活を送っていただくことといたしました。少年自然の家に避難された方は、現在4世帯6名でございます。

次に、5、(2)住家被害につきましては、全壊50件を初め、罹災調査により判明している件数は694件でございます。

4ページをお開きいただきますようお願いいたします。

7、ボランティアセンターの設置等につきましては、昨日までに延べ537件の御要望があり、3,984人の方を派遣し、活動していただいているところでございます。

5ページ、9、住宅支援につきましては、公営住宅等の無償提供の申込件数が85世帯、借上型応急仮設住宅として民間のアパートを提供する制度には6世帯の申し込みがありました。また、応急修理制度につきましては、156世帯の申請があり、業者による修理を進めているところでございます。

10、応援状況につきましては、新たに農林水産省、環境省にも御協力をいただき、被害の把握等に努めているところでございます。

別紙資料につきましては、10月28日、31日に議員の皆様にはファクスでお送りいたしました減免制度等について取りまとめた資料を添えさせていただきました。

最後になりますが、本日の総務環境委員会以外の常任委員会においては、各所管の被害状況や各種対策等について報告しており、総務環境委員会においては、各委員会の資料を集約し、御報告させていただきましたところでございます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言願います。

須田委員。

○須田委員 まず1点目なんですけど、皆さん、すごくよくやってくれていると、地元の方々からお声をよく聞きます。そういう中で1つだけちょっと何件か声が寄せられた部分で、ボランティアセンターの設置の時

期についてももう少し早く、3時間早まろうが6時間早まろうがもうちょっと早くとは言われるんだけど、もしかすると今後のために精査すれば、もうちょっと早く設置できる可能性ってありましたかね。それを1つ、1点目。はい、お願いします。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ボランティアセンターにつきましては、10月14日に設置をしたところでございますが、設置に当たって、甚大な被害が発生した飯富地区の近くになるべく設置することなどを検討したことから14日の開始となりましたが、今後は今回の教訓も踏まえて、いち早く設置をしてみたいと考えております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 要望としては、いち早く設置してボランティアを集めるということを先にやらないと——実はこういうことがあって、個人だったり団体の方が、いち早く何かできないかという善意のもとに集まったわけでありすけれども、その時点でその人たち、民間の方々のボランティアに関しては保険の適用等がないわけでありすよね。それでも、とにかく行くことが大切だということだけでがをなさった方とかいたわけでありすから、その後、みんなボランティアセンターに民間の方が行く場合も保険は適用になったんですか、そういうことはないんですか。その民間の方は、あくまでがをしたら自前だよという形のままだったんですか。ボランティアセンターの指示のもとじゃなくて、それぞれの団体で個別に行っているものは、ボランティアセンターと同じような保険の対象になったのかどうか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ボランティアの保険の適用でございますが、こちらにつきましては、ボランティアセンターでの登録をした上で保険の適用となっております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 その場合、実はこういう現象があったんですよ。1、2、3、4と家が並んでいたんです。そうすると、まず1の家を片づけました。次に2、3の家を飛ばして4の家に行ったという現象があって、1と4の家はその地元でいえば名士、かなりお金持ちの家で親戚も来ていて片づけもできる。2、3の家は、実は私は親戚も来ないしどうしようもないんですということだったんです。

そうすると、ボランティアセンターに登録した人たちがボランティアで行く場合は、ボランティアセンターの指示のもと、命令系統はボランティアセンターが指示して、ここに行って下さいねという形でやってきたのか、ボランティアセンターに登録しても、例えばライオンズですとか、いろんな団体があって、そういう人たちは登録はするけれども個別に行ってしまうということになっているんでしょうか。こういうこともあるんでしょうか。ボランティアセンターがここに行ってくださいじゃなくて、ボランティアセンターに保険だけ入れるように登録して、それぞれが勝手に自分の思いどおりに行くというようなことはあったんでしょうか。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 御質問にお答えいたします。

ボランティアセンターを通じた場合には、基本的にはボランティアセンターで誘導をさせていただくという形……

〔「基本的にはというのはどういう」と呼ぶ者あり〕

○小林防災・危機管理課長 それの基本となっております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 そうすると多分1をやって2, 3を飛ばして4をやったというのは、多分民間の方だったと思います。その不平を大変よく聞くものですから。

そうすると、やはりボランティアセンターをまず第一に設置して、場所はともかく、場所は飯富にあるのは当然正しいけれども、設置して募集は始めると。いざその募集を始めて保険を適用した上で行く場所を特定してあげると、不公平感がかなり軽減される。あそこはいいねとか、こっちはいいねという声が出ているものですから、私は疑問があるのと、実は今回ボランティアに出ていた各団体の方がいたんですが、ああいう人たちというのは、まず1つ目に機動力がある。会社の社長さん含めて。そうすると私としては、本来は災害協定が結べる対象なのかなと。そうすれば災害協定を結んで適材適所に送れる。実はその団体の方からも、私は体力がないんでちょっと泥かきは難しいんですけど、だったら私は水道屋だから水道を直すのはうまいんですけどか、そういう方たちが適材適所になれるような可能性がある。あらかじめどういう職種の方がいたか、当然ながら水道に関しては水道事業、水道の関係の工事の関係の方と災害協定結んでいると思います。

だから、そういう意味ではいろんな人員、いろんな方がいるので、そういう人たちの災害協定等を結べれば、ボランティアセンターを通じてさらに効率的で公平なものを提供できる、災害対策になると思うんですが、そこら辺を検討してみたらいかがかなと思いますので、それを要望しておきます。

○小泉委員長 要望でよろしいですか。

〔「要望でいいよ」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 はい。

高倉委員。

○高倉委員 まず、今回の台風の被害に対して、執行部の皆さん、全庁を挙げて対応していただいているということで、本当に心から感謝を申し上げたいというふうに思います。まずは、被災された方が生活再建を一日も早くできるように、このような手順ですぐに取り組んでいただきたいと思います。

今日、報告がありましたけれども、その中で罹災証明、今、申請件数804件ですということでありましてけれども、罹災証明が出ないと、その後のいろんな支援制度に入れないという形になるかと思えます。そういった意味でも、罹災証明をしっかりとっていただくということが大事だと思うんですが、今現在でかなり件数があるんですが、まだされていない方とか、なかなかそんな申請に来られない、そういう方はいらっしゃるんですかね。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

罹災申請でございますが、こちらにつきましては現在毎日のカウントをしておりますが、数の伸びという

のはとどまっているところがございますので、浸水被害のあった皆様、おおむね申請されている現状があるかと思えます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 大体申請されているということで、本当に1人、1世帯も残らないようにしっかりとこの点はまた調査をしていただいて、これらの対象の方から申請いただけるように対応をお願いしたいと思います。

それと、住宅の支援なんですけど、昨日現在で体育館とかそういうところに寝泊まりされている方はいらっしゃるということですよ。そうしますと、ある程度公営住宅とか、あと少年自然の家に入っている方というのがいると思うんですけど、この自然の家に入っている方、今4世帯ですか、この方については今後どうなんです、そういう公営住宅を希望されるのか、それとも戻られるのか、この辺をちょっと教えてください。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

私ども、これまでも避難者の皆様には定期的な聞き取り調査を行わせていただきました。現在残っている4世帯6名の方も自宅の修繕が終われば家に戻りたい、そういった時期等もお聞きしているところがございますので、個別に抱えている不安などもございますので、そういったところは引き続ききめ細かく寄り添える体制を整え、いち早い生活再建につなげてまいりたいと考えております。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 ありがとうございます。

じゃ、最後にもう一点、今、ごみの処理で仮置き場、田野市民運動場ですか、先日も見に行ったんですが、まだかなり廃棄されたごみが山積みになっているような状況だったと思うんですが、今回分別しないで回収したという状況もあってまだ時間もかかると思うんですが、仮置き場になっている部分、また例えば被災地の中にあるごみとかそういうのも含めまして、今後のその処理に向けてのスケジュールというか、めどというか、その辺はどういう状況なのかちょっと教えていただければなと思います。

○小泉委員長 篠原参事兼ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ごみ置き場につきましては、今回道路の両脇に出していただいたということで、市民の方の負担を少なくするような形でごみを出していただき、それを収集する方法をとらせていただきました。

ただいまの仮置き場につきましては、市内に3カ所、国田、田野、常澄にございます。こちらについては、分別をなるべくできるようにという形で排出していただきましたが、より一層の分別が必要なので、ただいまその作業を行っております。

また、廃棄物の処理でございますが、こちらについては各種業界の協力のもと、所属する廃棄物の運搬処理業者に委託して、また適正な分別を行った上で、なるべく早い段階で廃棄物の処理を継続して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○小泉委員長 ほかにございますか。

田中委員。

○田中委員 被災から1カ月弱ということで、被災者の皆さんには本当に心からお見舞い申し上げたいと思いますし、執行部の皆さんは昼夜を分かたず、現地にも入って機敏な被災者支援をされていることに敬意を表したいと思っております。

それでお伺いしたいのは、今日2ページの資料で被害状況が出ておりますけれども、全壊から一部損壊まで694件というふうになっておりますけれども、罹災証明は804件であると。一方、5ページの住宅支援ではさまざま、公営住宅の提供だとか借上、応急修理など、これを足すと247件になるんですが、要するに聞きたいのは、全体で被災した世帯数というのは一体どれぐらいになるんでしょうか。また、今、自宅に戻れない方が、5ページのほうに出ている公営住宅だとか少年自然の家の方ということになるのかなと思うんですが、その辺の状況はわかりますか。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

被災された世帯の現状でございますが、資料の住家被害、または罹災申請という部分では数が異なるところでございますが、被害状況といたしましては、住家被害の数というのが実態に即した数かと考えてございます。罹災証明の申請件数につきましては、住家以外の倉庫などについても申請をいただいているところでございますので、数値が合わない、または1つの申請で住家と倉庫を申請している方もいらっしゃるということで、こちらにつきましては数字に差異が生じているという現状です。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。大体700世帯ぐらいというふうに捉えますと、相当甚大な被害だったなということもうかがえるんですけれども、水戸市の広報で被災者支援が特集されて、きめ細かな情報提供がされていると思っているんですが、その中にいろんなメニューがありまして、被災者生活再建支援制度で言いますと、全壊、半壊または敷地被害で解体とか、大規模に補修しなければ居住困難な場合には最大300万円とか、あとは災害見舞金も住宅被害に応じて2万5,000円から7万円とか、災害復興住宅融資というようなさまざまな住まいにかかわる部分のメニューがありますが、2ページに示されている世帯には、これらの支援制度というのは既に支給がされたりとか、あるいは支援の手続に入っておられるのか、まだこれからなのか、その辺はどうなんでしょうか。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

私ども、各種支援制度につきましては、被災者の方に必ず申請をしていただけるように、罹災証明の交付にあわせて、交付したときにそれぞれの被災状況、半壊であるとか全壊であるとかそれぞれの被害状況に応じて適用される支援制度がございますので、そちらにつきましてはワンストップで総合窓口などにおいて説明をさせていただき、そして申請をいただける体制を構築しているところでございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 先ほどちょっと紹介した被災者生活再建支援というのが、国が持っている制度なんですけれども、大きな問題として言われているのは、大規模半壊以上でなければ対象にならないということで、半壊が

資料で見ると3割ぐらいですか、全体のですね、結構いらっしゃるんですけども、1メートル未満であろうと以上であろうと、水につかっしまえば家財とか家電とかの被害は似たような状況なわけなので、そこをどうやって救うかということが大きな課題なんだろうと思っているんですけども、最近ニュースでは、国のほうも半壊世帯に対しての支援も拡充するとか、県と市で持っている常総水害以降にできた支援の制度もあるかと思うんですが、そういったものについては、拡充されるタイミングがどうなるのかちょっとまだ不透明なところもあると思うんですけども、漏れなく対象世帯には、例えば後日追加でもそういった支給だとかはやられるんだと思うんですが、そういう国の動きだとか県の状況について、市としてはどういふふうに関連されているのかお聞きしたいと思います。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

被災者再建支援制度につきましては、国の制度で全壊または大規模半壊が適用になってございますが、半壊の世帯につきましても県の補助をいただきながら、水戸市につきましては既に適用をさせて申請をいただいているところでございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 ぜひ、水戸市に限らず非常に大規模な災害でもあったわけですので、国県要望をされているんだろうとは思いますが、その辺についても、ぜひ被災者の立場に立った拡充をしていただきたいなと思います。

それから、もう一つお聞きしたいのは、1カ月弱で検証だとか、教訓だとかというのはまだこれからなんだろうとは思いますが、2ページに河川の列挙がされておりますが、下段に越水、溢水、決壊というようなことで、那珂川、藤井川、西田川、田野川、新川、涸沼川、石川川、鳴戸川というふうになっていますが、1ページの避難指示発令が13日の午前2時半という、つまり夜中であったということもあって、水が今どうなっているのかというのを非常に判別しづらい現場だったんだろうというふうには思うんですけども、藤井川だとか西田川が越水したり、決壊したりというようなことがスタートで、避難指示に切りかえたというふうに理解しているんですけども、那珂川についても常陸大宮では決壊をしたということは、その後の報道でも明らかなんですけれども、那珂川については、国土交通省が氾濫発生情報を発信できなかったということもありましたけれども、水戸市においては、この越水だとか決壊だとかというリアルな現状というのはそれぞれ判明しているんでしょうか。このそれぞれの河川ですね。那珂川が一番大きいわけですが、その本川も含めた今掌握されている状況というのはどういうふうなところなのか、わかる範囲で教えていただきたいなと思います。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、それぞれの河川の越水や溢水、決壊の情報でございますが、こちらにつきましては、水戸市としてそれぞれの要因については確認をしているところでございますが、今週13日に常陸河川国道事務所を初めとする国、そして茨城県、各市町村においてそういった検証をする場がスタートするところでございますので、しっかりと情報共有を図っていきたいということでございます。

また、2点目の大宮での決壊情報などにつきましては、国の謝罪会見がございましたが、私ども、当時は国のほうからはそういった情報がなかったという現状でありましたが、水戸市として各河川についてパトロールなどを行い、私ども、河川被害等の実態把握に努めていた現状でございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 検証はこれからだということなので、それをよく今後の防災に生かしていかなきゃいけないだろうと思うんですが、堤防のかさ上げだとか、下国井、国田市民センター付近の無堤防区間の堤防整備だとか、それぞれ急いでやらなければいけない場所も今回の水害でさらに判明したのかなというふうに思いますので、よくその検証を生かしていただきたいと思うんですけれども。

あわせて、西田川は水門があるわけですがけれども、新川も水門がありますけれども、藤井川とか田野川は水門がないわけですね。今回、本川の水位が上がってしまうと支流が流れ込まないと、それがバックウォーターとして浸水してしまうという、全国各地で起きちゃっているわけで、水戸市でもそれが一つ大きな原因だったんじゃないかと思うんですけれども、その支川、例えば監視するカメラとかというのはありますよね。水府橋のことはよくテレビなどでも見るんですけれども、そういう管理について、管理責任はどこになるのかということもあります。そういう体制というのはできているのでしょうか。あるいはできていなければ、今後ぜひしていくべきことなのかなとも思うんですけれども、その辺はどうなのかをお聞かせいただきたい。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

那珂川と合流する各支流の監視カメラ等につきましては、昨年度、防災行政無線の再整備にあわせて、水戸市が排水作業を行っている部分については、一部水戸市としてカメラを導入しているところでございますが、それぞれの河川につきましては、国、県管理の河川でございますので、これから検証の場などにおいて、設置されていないところにつきましては、協議をしてみたいと考えてございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 再発防止といっても、同規模の大雨だとか台風が来る可能性は否定できないというか、毎年来るんじゃないかとも言われているので、そういうことについて、今おっしゃったような作業については急いでやっていただきたいと思います。

最後ですけれども、避難の指示だと避難先の問題なんです。今回予想以上に水位が急激に上がったというようなことがあって、例えば竹隈市民センターだとか城東市民センターに当初避難を指示された方が、危険だということで水戸二中に移動するということがあったりだとか、そういうことがありました。国田でも一度そこに避難したけれども、茨城教育センターですとか、丘の上のところ移動するということがあったりして、つまり水害時の避難先の指示の仕方ということについては、やっぱり一つ教訓になったのかなと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。水害が発生する危険の予測との関係もあるかもしれないんですけれども、避難物資も含めて、また移動しなきゃいけないというようなことも起きたようですので、そういった点についても今後よく検討すべきなのかなというふうにも思っているんですが、その点はいかがでしょう。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

避難場所についてでございますが、私ども、12日午前9時の段階で、勢力の強い台風が接近するおそれがあるというところで、避難準備・高齢者等避難開始情報ということで自力避難が困難な方や避難に時間を要する方に早目に避難していただく情報を発信し、そして浸水想定区域内に登録されている避難行動要支援者の方が588名いらっしゃいますが、個別に電話するなど安否確認と避難誘導を行いました。避難誘導につきましては、市の職員や、またはハイヤー・タクシー協会の皆様に御協力をいただいて、自力避難ができない方については、私どものほうで誘導をさせていただいたという現状がございます。そして、この段階では市内全域に対して早目に避難を呼びかけるというところで、全市民センターを避難所として開設をさせていただきました。

同日午後4時につきましては、夜間に雨のピークを迎え、その後水位が上がるおそれがあるということで、早目の避難を促すために避難勧告を発表いたしました。勧告と同時に、河川流域の小中学校または高台の避難所などにつきましても増設をさせていただいたところがございます。

そして、田中委員御指摘の避難指示を発表した後に、浸水想定区域内の避難所については、高台のほうに避難するようにアナウンスを変えさせていただきました。こちらにつきましては、避難勧告等を発表する段階では、まずは身近な避難所に早目に避難をしていただきたいということで、浸水想定区域内でもそれぞれお住まいの近くの避難所に避難をしていただくというところでもございました。

そして、私どもの計画の中でも、危険が切迫するようときには、浸水想定区域内の避難所から高台のほうに避難施設を移行するという位置づけのもと、避難された方につきましては、バスなどをそれぞれの避難所に向かわせて、バスに乗り高台の避難所に移送する。さらには、御自身で移動ができる方につきましては、自家用車などで高台の避難所に移動をしていただいたという現状でございます。

御指摘ありましたように、市民の皆様にも、私ども、避難行動に迷いが生じないようにアナウンスする、そういったことがございますので、今回の件等も検証をしながら、適切な避難情報のあり方について検討をまいりたいと考えてございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 夜、本当にどうなるかわからない、暗くて不安な中で避難指示に奔走された職員の皆さんには、そういった意味では敬意を表したいと思うんですけども、岩根地区ではたくさんの方が自宅に残されてしまって、ヘリコプターで救助される方がたくさんいらっしゃったわけですので、避難勧告は午後4時ですからまだ明るかったと思うんですけども、勧告ですのでなかなか避難しなければいけないという切迫感が、あまり住民のほうにもなかったという面もあったと思うんですけども、やはり今回の教訓としては、避難先の指示については二度手間にならないような形、それは、水害とか雨の状況の予測が難しかったんだろうと思いますけれども、今後の教訓にさせていただきたいと思っています。

一度市民センターにということにしたので、学校から避難物資をそちらに一度集積をしまして、それがみんな二中に移ったときには、300人ぐらいいらっしゃったけれども、その食料は100人分ぐらいいかなかったという瞬間もあったりして、配るに配れないということもあったようですので、そういうことも含めて、より教訓を今後に生かしていただくような対策をお願いして質問は終わりたいと思います。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 1つ忘れていたんですけども、実はその当日、消防団の待機——これ消防団に関しては文教かもしれないんですが、消防団の待機は20時間に及んだということでありまして。不眠不休のそれ云々というのは当然大変ありがたいことでありましてけれども、この20時間の待機というのが、実はほかの執行部にもあったのかなど。例えば職員さんの中でも、本当に不眠不休になっちゃうような職場があったのかなどという気がしていますが、どうでしたか。

ずっと長い間の勤務というのは、当然ながらミスを犯すし、それから事故を起こすおそれもあって、例えば警察において立てこもり事件等があるときは、当然ながら睡眠時間をきちんと確保してやっているのが原則であります。消防団に関して見ると20時間の拘束で、その前後に仕事があった方というのがいたはずであります。そうすると28時間拘束になったのだと思います。そう考えると消防団においては、私はできることならそれだけ人数が必要だということになれば、例えば奇数分団は何時から何時まで、偶数分団は何時から何時まで、それから、こういうときはこっち側の地域は何時から何時まで、3分の1に分けるか、そういうようなことがあれば、大変疲弊していたのも事実でありますので、まず消防団に関してはそういうことがあってもいいんじゃないかと思います。

例えば、ごみの集積を国田地区でやっていた環境組合に関しては、環境組合にこれをやってくださいと言った後に、環境組合の中の職員さんたちで会社ごとに話し合っ、この時間はどこでやる、この時間はどこでやるというような分担ができました。しかしながら、そういう意味では消防団においては20時間ということになりましたので、大変疲弊して、あの後にもし仮に出動があったら、事故につながりかねない。二十何時間も寝ていないということになれば、そういうこともあると思います。なので、消防職員のほうが2交代勤務の問題も当然あって、消防団員に関してもそういうこともあったとは思いますが、そういう意味ではそこは改善してほしい。やり方を直してほしいなというのが1つであります。

それと、職員の中にやはり24時間以上、もしくは48時間不眠というような事態が存在したのがどうか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

職員の活動時間でございますが、先ほど御説明をさせていただきました避難行動要支援者の対応など、やはり早い段階から取り組んでいた職員につきましては、長時間にわたって活動をしていた部分が各担当においてはございました。そういった部分につきましては、ただいま御指摘いただきました内容を踏まえながら、体制の見直しについても検証してまいりたいというふうに思います。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 人員の関係等でできない部分は仕方ないです、不眠不休でも。しかし、不眠不休は必ず効率を悪くして、そしてそこにいろんな怒りとかトラブルが起こる。ストレスがふえることによってトラブルが起こることになります。市の職員さんは日ごろからストレスが多い。その上でその現場対応でさらなるストレス等がある場合には、それが市民の不満になっていく。それが自分たちのさらなるストレスになるというような現象が起こると思いますので、そこら辺に関しては、例えば警察等の規定などをきちんと学んで、どう

いうふうな形で最低限やるのか、専門家とかを入れてぜひ検討してください。

以上です。

○小泉委員長 ほかにございますか。

福島委員。

○福島委員 いろいろ出ましたが、結局は、今日は災害の対応についてということなの。災害状況の報告ではないんだね。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、表題として災害対応にと記載させていただいておりますが、被害も含めた状況ということで報告をしてございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、資料の一番最後の11には国への要望の状況というのがあるわけだ。このライン引いてあるところだけ行ったの、全部へ行ったの。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

説明のほう、不足して申しわけございません。こちら、下線を引いてあるのが10月28日の全員協議会から変わった部分でございまして、内閣府、厚生労働省、経済産業省につきましては、31日に実際に市長が直接要望をしたところでございますので、行ったという部分につきましては、全て要望したということです。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、その要望した内容については、我々には明らかにしないんだ。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

要望内容につきましては、大変恐縮ではございますが、こちらに資料を添えていなかったことをおわび申し上げます。資料につきましては、後ほど提出をさせていただきたいと思っております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 じゃ、もとに戻るが、まず2ページを見ると、2ページの一番下には浸水被害地域というのはあるけれども、浸水とか越水とか、いろいろ被害が起こった町名というのは水戸市内でいくつあったの。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 町丁目で申しますと30でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 私が聞きたいのは、例えば飯富町で何が起きたかという町名別の分析表というのはないの。例えば、飯富町では家屋の床上浸水ですよ、それとも田畑がやられましたよ、人的被害がありましたよ、道路が決壊しましたよ、そういう町名別の分析表はないの。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

本資料においては、今お話しいただきましたそれぞれの被害状況について、詳細に掲載していないところがあり、お詫び申し上げます。その部分につきましては、こちらには住家被害や田畑の浸水などがあった地域ということで掲載をさせていただいております、それ以外に道路被害などもございますので、そういったところが重複していないところ、申しわけございません。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、被害状況を全部把握していなくて、国交省や経産省へ要望に行ったの。

だから、私にわからないのは、例えば藤井町なら藤井町に、田野川の堤防が決壊したからこんなに浸水したんだと。床上までいったんだとか、作物被害があったんだと。要するに私が聞きたいのは、現実起きた問題を、現況を把握しているか、していないかなんだよ。現況を把握していなければ、被害が幾らかかったか想定もできないでしょう。それから今後どこを直さなきゃいけない、どこがだめだったんだという問題が、一つも明確に我々に知らされていないでしょう。

前は那珂川が氾濫して、藤井町、岩根、飯富が浸水したけれども、今回の場合には決壊したんで、被害状況が前とは変わったの。今回のは被害が大きくなった。じゃ、それに対して今後どうしなきゃならない、これを防ぐのにはどうしなきゃならない、そういう各町名別の防災計画というのを立てなきゃならないだろうと思うの。防災計画を立てるのには、被害状況を把握していなければ立てられないでしょう。だから、私は不思議でならないんだよ。国交省にお願いに行きましょうと言うけど、何をお願いに行ったんだ。そうでしょう。どういう状況で、どういう問題が起きて、今後どうやらなければ、この対策を講じられないというふうになるんじゃないの。だから、水戸市の町名別に何町が被害をこうむったんだと。ここではこういう問題起きましたよというのは、全然我々に知らされていないんだ。我々はわからない。そうでしょ。

あんたら国、県に要望しましたよ。さも一生懸命やっているよと言うが、何をやりに行ったんだ。こういう被害が起きたから、これに対する対策、補償、それから今後の課題、そういうものをやらなければならないからこれをやってくださいと言いに行ったんだと思うんだよ、私は。それでも何しに行ったという、議会への報告がない。その一つ一つの町名別にどのような被害が起きたか、そしてどのような対応をしなければならぬか、町名で床上浸水が幾ら、床下浸水が幾ら、それから農地が何ヘクタール浸水しましたよと、作物被害が幾らですよと、道路の被害が幾らですよと、そういう問題点。それから下水がこうですよというのは把握していなくて、ただ要望に行ったよと、そこがわからないよね。我々に被害状況も明確に知らされていない、ただ国には要望に行きましたと、何しに行ったの。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

被害状況の把握でございますが、これまでも被害状況の把握に努め、詳細についても調査を継続しているところでございますが、資料の3ページをごらんいただきますと、それぞれの被害について、先ほどは浸水の町丁目ということで見ていただきましたが、記載方法がどうしてもわかりづらくて恐縮ではございますが、それぞれのカテゴリーごとに、3ページの下段であれば、イ、道路というところでそれぞれ浸水被害などがあった場所、ウで水道に関する被害、さらにはページを返していただきまして4ページの上段に農業被害な

どについて記載してありますが、まとめ方がちょっとわかりづらくて申しわけございません。

あわせて、国への要望というところにつきましては、まだ細かなところが実態把握に努めているところがございますので、災害に関する各種支援について、各省庁に廃棄物の処理であるとか、または河川改修の促進であるとか、そういったところについて、まずお願いをさせていただいているところでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だからそれは、お願いに行ったというのは書いてあるからわかるんだよ。だから何をお願いに行ったのかと。

例えば、あなたが今言っている道路で言えば、国道1カ所ですよと。じゃ国道のどこなの、123号線だと思っけれども。それから県道が12カ所、県道のどこなの。それから市道が21カ所。そういう問題が書いてあるということは、内容がわかっているんだから、明確に町名別とかに分類はできないの。分類できなければ、我々だって市議会議員なんだから、みんなそれぞれ地元の知恵を得てくるから、我々の町内ではこういう問題起きたと、こういうことは水戸市がやっていますよと。そういうばかりでなくて、やっぱり市の行政というのは市民のためにやっているんだから、こういう箇所では被害がありましたよというのは報告する義務もあるだろうし、それから、今後こういう問題に対してはこのような解決策、対応策、安全策というものを図りますよというのが明確に分類されなければならないんです。

けれども、皆さんが一生懸命国交省とか中央省庁に要望に行っているのに、なぜ明確にしないのか。

それから、テレビや何かで被害総額が出ているが、水戸市の被害総額というのはいつわかるの。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

被害額につきましても、現在それぞれの所管で取りまとめているところでございます。そういった部分につきましても、ちょっと時期は明確にはお答えできませんが、今後報告してまいりたいと考えております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 一生懸命やっているんだからそれ以上言わないけれども、そうすると、最後に、国やテレビで発表しているのは、水害の被害が何百億だ何千億だというのは、あれはみんな水戸市は一切かわりないと、勝手に向こうが計算して出したと、我々からすれば非常にいいかげんで、適当に予測でやったんだと、こう理解していいですか。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

被害額につきましては、概算額での算定、それぞれの分野において、例えば県で推計しているものなどがございますので、水戸市が入っていないというわけではなくて、それぞれの部分で概算額が示されているということです。

○福島委員 だって現実に1個1個取り出してできるわけないでしょうよ。あくまでも概算予測でしょうよ。それは県がやったと、こういうことでいいんですね。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

分野ごとにそれぞれの所管でやっておりますので、県が推計したものと、当然市が連携をして推計しているものというところがございますので、全て一律ではございませんが、そのような現状がございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 それでは、ハザードマップについて災害の前に質問したら、ハザードマップは水戸市は関係ないんだと。国交省がつくっているからという話だったんだよ。聞いたでしょう、台風15号が来たときに被害状況を見てハザードマップはどうなっているんだと。いや、ハザードマップは、こういうふうにやっているから水戸市はわかりませんよというような状況だったんだけど、水戸市のハザードマップに対する考え方というのはどうなの。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ハザードマップにつきましては、現在水戸市では、那珂川、藤井川、桜川、涸沼川につきましては、国の浸水想定区域というものが示され、その浸水想定区域図に基づいて水戸市においてハザードマップを印刷して各世帯に、私ども、対象となる各世帯に配布をしているところでございます。これからは、国管理河川でない支流などにつきましても、このたび甚大な被害が発生してございますので、国、県とも協議を行いながら、ハザードマップの見直しなどについても検討してまいりたいと考えております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だって、国、県要望の中で特に河川の堤防、特に常澄地区や小泉地区や何かは堤防ができていないから浸水事故起きている、現実に。それは、基本はあくまでもハザードマップなの。ハザードマップに書いていないでしょう。堤防は書いてあるか、ないでしょうよ。なぜ、それをやらなかったかと。だから被害をこうむったんだよ。日本全国全部、今回の水害に対してはやっぱり国交省のハザードマップを基本に対応されているんだよ。だから、水戸市はハザードマップは関係ないよと、水戸市は独自につくって配ったよと言うけれども、国交省に対して要望や何かやっているの。あくまでも那珂川は1級河川であるから、国の管理にあるんだよ。けれども被害を受けるのは地元住民なの。ハザードマップに基づいてなぜ堤防をつくらないんだ、なぜできないんだと。早くつくらなければまた被害に遭うよという要望はしていないの。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

堤防整備につきましては、これまでも市単独、さらには……

〔「単独でできるわけではない」と呼ぶ者あり〕

○小林防災・危機管理課長 堤防整備の要望でございますが、水戸市単独や那珂川期成改修同盟会など、近隣の市町村と連携をしながら、これまで国などにも要望をしてきているところでございまして、このたびのことを受けてさらに強化をして要望をしてまいりたいと考えております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、やっぱりこれは天災か人災かという話に最終的にはなるんだよ。けれども、堤防ができていない、そのことが天災であり人災なんだよ、これは。その人災の最大の責任がどこかと言えば1級河川である那珂川を管理している国交省なんだよ。けれども、そこに住む市民を守る責任は水戸市にあるんだ

よ。だから、水戸市がなぜできないんだ、なぜおきているんだと。堤防を早急につくらなければならない。これは水戸市の責任だけれども、国交省の責任でもある。

だから、私が最初に質問したのは、各省庁へどういう要望をお願いに行ったのかなど。何を頼みに行ったのかなど。その明細がないから、行きまただけではわからないから、それを各省庁へ行った要望の控えがあるだろうから、後でいいから委員会へ出してちょうだい。

以上でいいです。

○小泉委員長 資料請求ということでお願いをいたしたいと思います。

そのほかございませんか。

〔「なし」「終わりです」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

以上で報告事項を終わります。

以上をもちまして本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時57分 散会